

令和6年度 第6回府中市子ども・子育て審議会議事録

▽日時 令和6年10月10日（木） 午後2時～

▽会場 府中駅北第2庁舎3階大会議室

▽参加者 委員側 汐見会長、芳賀委員、河内委員、伊藤委員、植松委員、田中委員、中田（徳）委員、畑山委員、林委員、藁田委員、目時委員、和田委員、山崎委員（13名）

事務局側 赤岩子ども家庭部長、関田子ども家庭部次長、奥野子育て応援課長補佐、浦川保育支援課長、古田保育支援課長補佐、石田子ども家庭支援課長、武澤子ども家庭支援課子ども家庭サービス担当主幹、藤川子ども家庭支援課長補佐、平井児童青少年課長、加藤児童青少年課長補佐、扇山生活福祉課福祉総合相談担当主幹、向山障害者福祉課長、奥学務保健課長補佐、松本教育総務課長、若山教育総務課長補佐、石渡指導室長補佐、木佐貫子育て応援課推進係長、西井保育支援課支援計画係長、黒木保育支援課管理係長、大内保育支援課入所認定係長、中村保育支援課給付審査係長、柳沼子ども家庭支援課母子保健係長、宮崎子ども家庭支援課相談担当主査、高野子育て応援課指導検査担当主査、深川子育て応援課事務職員、永井子育て応援課事務職員、渡辺子育て応援課事務職員（27名）

▽欠席者 平田副会長、高橋委員、西條委員、島田委員、中田（公）委員、筒井委員、金子委員（7名）

事務局

皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。本日、机上天にて配付させていただきました資料は、「席次表」が1枚、「次第」が1枚、「資料1 府中市こども計画（案）答申（案）」が1部の、以上3点です。次第につきましては、事前にお送りさせていただいたところですが、配布資料の変更と、タイトルが「第5回」と記載したものを送りしてしまったため、差替えていただきたく机上天にて配布させていただきました、申し

訳ございません。次に、本日お持ちいただきたい資料としまして、府中市子ども・子育て支援計画書をご案内したところでございます。資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、事務局より3点ご報告等させていただきます。

1点目は、本日の委員の出欠状況についてでございます。本日欠席のご連絡をいただいている委員は、平田副会長、高橋委員、西條委員、中田公留実委員、島田委員、筒井委員の6名でございます。また、現時点ではご連絡をいただいておりますが、金子委員もいらっしゃらない状況になります。なお、本日の会議につきまして、委員20名のうち、現時点で13名の委員のご出席をいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づきまして、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目は、本日の審議会の傍聴についてです。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則によりまして、9月15日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集をいたしました。傍聴の応募はございませんでした。

3点目は、議事録についてです。本日の審議会は、後日議事録を作成することから録音をさせていただきます。皆様の発言を確実に録音するために、マイクの使用をお願いしております。マイクの受渡しは、事務局でできるだけスムーズに行えるよう努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題に移らせていただきますので、ここから先の進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

【次第2 議題（1） 答申（案）「府中市こども計画（案）」について】

会長

それでは、司会を代わって会議を進行させていただきます。本日は、ようやく、こども計画の案がまとまりました。今年、この会議も例年より頻度を高めて開催し、皆様のご協力によりここまで参りました。計画の案について、今日これでよろしいかどうかを議論します。

議題の（1）、答申（案）「府中市こども計画（案）」について、ご説明をお願いいたします。

（※事務局 次第2 議題（1）について説明）

会長

ありがとうございました。ただいま後半の部分について詳しい説明がありました。この案全体については、細かな内容は既に議論してきましたので、特に今日、説明のあった最後のところを中心に、何かご意見がございましたらお願いいたします。

皆さん検討しておられるので、私の質問ですが、全体のタイトルが「府中市こども計画」ですっきりしたと私は思いますが、「こども」の「こ」は平仮名ですよね。ただ、計画案の中の子どもは漢字で書いているところが多いですね。表記の規則はありますか。はい。

事務局

それでは、今のご質問につきまして、資料1の2ページの、「本計画における「こども」の表記について」をご覧ください。会長のおっしゃるとおり、こどもの表記は法律ごとにばらばらになっております。

そこで本計画の中では、表記について特に下3行目にまとめております。まず、こども基本法やこども大綱の基本理念に記載された乳児以上の全般を指す場合、表記は平仮名の「こども」としております。また、児童福祉法や子ども・子育て支援法に規定される18歳未満の対象者を示す場合、漢字の「子」に平仮名の「ども」としております。さらに、今回の計画で、中高生や若者という表現が多く登場することから、「子ども・若者」という表現も使っております。こちらは、子ども・若者育成支援推進法に基づいて、おおむね30歳までの対象者を示す場合に使っております。今回、計画のタイトルは、国のこども基本法に基づいた計画策定ですので、こども基本法の表記に合わせる形で、「府中市こども計画」とつけております。

以上でございます。

会長

説明になっていないところもたくさんあって、例えば、46ページは6つの基本目標があり、5番目に「配慮が必要な子どもと家庭への支援」とあって、このときの子は漢字で書いてあります。ただ、これは法律の用語を使っているわけではないです。つまり、「子ども」と記載しなければならないところが多くあるけども、平仮名にするのか、子だけ漢字にするのか、文科省の資料では子どもも漢字です。おそらく、文科省、教育委員会とは違うところで、旧厚生労働省、今のこども家庭庁ルートが全部平仮名にして文章を下へ下ろしてきたら、それに関わることは平仮名にするとなり、法律で規定

したものを引用する場合は、分かりやすいのですけどね、必ずしも法律で規定されたものの以外にも「子ども」を使わなければならないことはたくさんあり、そのときにどんな表記にするか悩むわけです。これは縦割り行政の弊害の典型的なものです。こども家庭庁は平仮名、厚生労働省は子だけ漢字、文科省は子も供も漢字なので、自治体はどうしたらよいか困ることが多くあります。

今回は、法律で使われている用語を使う場合には、その法律の表記に合わせるというのが今の説明ですよね。だけど、それ以外で「子ども」と書くときに、どうするかは決まっていない。大体は慣例に従って、厚生労働省の表記と同じ子は漢字にしているというのが、ここで踏襲されているやり方だという感じがします。

今後、すべてがこども家庭庁に移るならば、初めから全部平仮名に統一して欲しいという意見もあります。今日、全国保育士養成協議会から参りましたが、そこで作成した資料集の最初の挨拶文を書いたら、「子」が全部平仮名に直されていました。

どこも実は表記について悩んでいます。さりげなく子どもという言葉を使うときは、漢字の子を書いて、法律的な背景があって使う用語については、その法律で使っている文字にしていくという説明がありました。実は、子どもの法律の定義は、法律によってばらばらなのですよ。子ども・若者育成推進法は、おおむね30歳までとなっているじゃあないですか。では、青年は何歳までにするか、38歳くらいまでを青年とする説も学説であるわけです。ですから、本当に現場は困るのですよね。そういう意味では、今の説明はすごく整理された説明だったと思うのですが、それ以外にさりげなく子どもと使うときには、現状、子だけ漢字の「子ども」という表記を中心に使っているということによろしいですよ。

委員、お願いします。

委員

今日がこの会議の最後の会ということで申し上げます。この1年、計画をつくるために皆さんとお話をさせていただき、またいろいろな意見を聞かせていただきまして、勉強できてよかったなと思っております。

こども家庭庁ができ、今までとは違う「こども計画」を策定するよにということで、これまでと様子がだいぶ違っていったと思います。現行計画には、「青年期」について少ししか書かれていなかったもので、これでいいのかと疑問に思っていたのですが、今回は、施策の展開の基本目標3にしっかりと入れていただいてよかったなと思っております。また、市民意向調査についても、多くのご意見をまとめていただくのは随分大変だったと

思いますけれども、前回と比べて変化の様子をはっきり数字で出していただいたというところがすごく分かりやすくよかったなと思っております。ありがとうございました。

この答申案を見て、地域とのつながりやご近所付き合いが減ってきていること、お子さんたちが居場所を求めていることが明らかになり、それに対して施策をまとめて計画を策定していますが、計画をどのように実現していけばいいのかというところが、これからの問題で1番重要なところかなと思います。そこで伺います。例えば、子どもの居場所づくりをどのように進めていくのかということに疑問を持っておりまして、おそらく子ども家庭部だけでできることではなく、ほかの部署と連携して進める必要があると思います。この「こども計画」策定後に、ほかの部署の職員の方が読んで理解していただく場はあるのでしょうか。

市長さんに全部読んでもらうわけにはいかないのかなと思いますけど、どこを強調して説明していただけるのかお聞きしたいです。

会長

計画の策定後、市民周知について、行政による説明会の開催や説明動画の作成等が課題となりますね。こども家庭庁は動画を一生懸命作成しています。

国の保育指針を作成するときに責任者をやっていましたが、保育指針の実践に当たって、現場の園長などは集まって研修を行います。行政の人たちの研修はやったことがないとのことでした。例えば、府中市の子育て、保育を管轄している課の職員、課長等について、その研修を実施しないと意味がないということで、何回かやってもらいました、全国の何百人を集めてですね。ただ、それだけで、あれだけ苦労して作成した文章の趣旨を保育課の職員が詳しく分かるかというのはまた別問題ですが、やらないよりはずっといいということで、そういうときの説明に行った記憶があります。ですから、せっかくこのようにいい計画を策定しても、まず、市の職員全体や市民がこれをどう理解して下さるのかということが課題だと思いますので、周知方法に関する考えがあれば教えてください。

はい。

事務局

まず、計画に関しましては、11月後半頃に「パブリック・コメント」という形で市民の皆様にご意見をいただく予定になっております。市議会などでご意見を伺うというステップもありますが、最終的にこの計画を冊子やデータで全庁的に配布し、共有しよ

うと考えております。また、各公共施設などにも冊子を置く考えです。委員のおっしゃるとおり、この計画を策定するだけではなく、実効性を高めることが重要だと事務局でも認識しております。例えば、資料1の61ページの施策6ではこどもの居場所づくりについて記載しておりますが、前半では、小学生の放課後の居場所づくりについて、そして後半では中高生の居場所づくりについて示しております。事業の主管課が中心となって動いていきますが、1つの課だけで進めていくことは難しい施策となっております。

本日、不在にしておりますが、地域コミュニティ課も事務局に入っており、中高生の居場所づくりに関しては、文化センターなどの既存の公共施設の利活用をまずは検討してまいります。他の施策に関しても、それぞれで課題が複雑化・深刻化しておりますので、子ども家庭部、福祉保健部、教育部、それ以外の各部とも連携していきながら、子どもにとってどのような施策の展開が最も良いのかということについて、分野横断的に考え、子どもの意見を聴取しながらよりよいものを作っていきたいと思っております。

以上でございます。

会長

肝心の小学生、中学生、高校生に計画について説明する予定ありますか。私は、この会議に中高生の代表を入れるべきだと思っています。大人だけで進めるのではなくて、「僕らはこういうのが欲しい」という意見を言う委員がいないと、計画は血の通ったものにはならないでしょう。府中は面白い、中高生もいる子ども・子育て会議を開催している、というように、今の法律でも、今度の児童福祉法の改正でも、小・中・高生の意見をきちんと反映するシステムをつくるべきだと書いてあります。

計画には、子ども・子育て支援法のことについては書いてあるけれど、残念ながら児童福祉法にはあまり触れられていないですが、児童福祉法は大きく変わりました。こども家庭庁の設立に合わせて、子どもの意見聴取を実施しなければならないというようなことについて書いてあるのですよね。なので、まず、府中市の小・中・高校生——幼児は難しいと思いますが——に、計画を策定したことについて、市の職員が授業に行くなど、上手に伝えていくような計画はありますか。

はい。

事務局

現状といたしましてはありません。というのも、今年度は策定に注力させていただきました。子どもの意見聴取につきましても、計画策定の開始時にこども家庭庁に意見聴

取の方法を確認したところ、アンケートでも足りると回答を得ました。ただし、この1年で、対面やオンラインで意見を聴取するという流れに変わってきておりますので、計画が完成したタイミングで、子どもへの周知方法を考えさせていただければと思います。

会長

ぜひ、よろしくお願いします。

委員

文化センターごとに、そのエリアの中学校の生徒会などに、「中高生の居場所づくりに取り組めますが、一緒にやってみたい人はいますか」と声をかけると、手を挙げる人がきつという思うのですよね。その人たちに、どんな場所にしたいか考えてもらい、居場所をつくるというのも1つの方法かなと思っています。

前回もお話ししましたが、無謀な考えかもしれませんが、やはり文化センターは小さく、現状色々な方が使用しているので、なかなか中高生の場所と言われても限度があると思います。やはり、市内に何か所か中核となるような大きな施設をつくってほしいと考えています。今、小中学校も建て替え、教育センターの移転後の場所の活用、返還された府中の基地の活用を検討していると思いますが、新たな場所をつくる時に、ワンフロアでも子どもたちの場所にしていただきたいと思います。色々な方を交えて考えていただくことなので、無謀な考えかもしれませんが、様々な方が連携して、子どもたちを大事にしているところを見せていただけたらいいなと思います。今後、お願いします。

会長

ありがとうございました。では、委員、お願いします。

委員

今回、園長会から市長への要望書の中に「子どもの城」に関する内容を入れました。提言になってしまうので、要望書の中に入れるのはどうなのか、と議論していましたが、やはり、生まれる前から18歳までの子どもたちを継続的に、連続的に支援をすることをうたうのであれば、その支援ができる施設をぜひ作っていただきたいと要望書に書かせていただきました。委員のご意見に本当に賛同いたします。

会長

ありがとうございます。今、細かなことは議論できませんが、計画が正式に策定完了した時に、行政が中心になって進めていかなければならないこともあると思います。計画の中に記載のある内容をもう少し具体化するためには、例えば「こういうものを作らなければならない」「中高生の意見を聞いてみる」など、何かしらの形で動いていく必要があると思います。その時に、書かれていることを幾分詰めていくというだけでなく、審議会で話のあがった府中らしさ、スポーツがすごく盛んだということなどを活かした府中の売出しなども含めて、そこまで行政の人たちに協力いただかなければできないことだけではない、市民でもう少しできることがあるのではいかなども検討する必要があると思います。

特に委員にお願いしたいのだけでも、行政が動いているときに、市民がばらばらに意見を言うのではなく、横につながり、市民の声を集約しているような、行政がここに行けば市民の意向がよく分かる、というものをつくるべきだと思っています。特に、計画策定など新しいものをつくらなければならないとき。市民は子どもが成長すると離れなければならないので、審議会委員のメンバーは変わっていきますが、行政等に対するカウンターパートとして、市民グループが私たちはこんな府中市を願っています、と、伝えられるような。府中の新しい子ども行政を具体化させるための中身をつくっていかなければならないので、この審議会を進めていきたいと思っています。その中で時々、中高生の委員、臨時委員に来てもらうことがあってもいいのではないかと考えているのですよね。

審議会まで、保育士養成協議会で仕事をしていましたが、そこで不登校について相談を受け、相談に答えるために情報をいろいろと集めていました。不登校の子どもたちはかなり増えていています。韓国は、不登校の子どもたちが行くフリースクールは行政がお金を出してつくります。なぜかという、不登校で学校には行くことができなくても、しっかりと学びたい学生は韓国の国民なのだから、彼らが学ぶ場所を別につくるのは行政の責任だという考えがあるためです。なので、先生の給料も学校の先生と同じように支給されます。制度は、日本よりはるかに進んでいます。

教育機会確保法という法律ができて、後書きのところに、今までは学校に再び登校できるようになることばかりに目を向けられていましたが、あまり効果は上がらないので、別の学びの場をつくる。例えばフリースクールをつくる、それを教育委員会も応援しなければいけないということも書いてあります。不登校になった子どもと親はすごく悩ん

でいるので、どう対策をとるのかについて、1度実態を踏まえて、「ここでもう少しこんなことができるのではないか」と検討したり、今小さな塾をやっている人に、フリースクールを立ち上げてくれないかと頼むなど、いろいろな形を追及していかなければいけないと思うのですよね。

こうすれば全ての課題の対策をとることができるということはないものですから、子どもをもっと大事にする社会にしていくというのは、理念をどう具体化していくかということで、どんどんやらなければならないことがこれから出てくると思うのですよね。その検討をまたこの審議会で行いたいと思います。計画に全てを書くことはなかなかできないし、国の枠に沿って策定していますので、そこに付け加えて府中らしさをどうつくるのかということ、この後にまた検討していきたいと思います。

ほかに何かご意見、ご感想がありましたらお願いします。

委員、お願いします。

委員

先ほど18歳までのお子さんたちを審議会の委員に、というお話がでていたので、個人的に考えたことをお伝えさせていただきます。審議会委員の子どもの保護者の年齢ももう少し上げてもいいのではないかなと思いながら臨席させていただいていました。というのも、私は、この審議会に、前任の委員から、勉強になるし行ってみたらということで、気持ちの上では引き継いだというか、勧められてこちらに来ています。前任の委員はお子さんたちのご年齢が理由で継続ができなかったのもっと参加したかった、というお話を当時お聞きしています。今私の子どもが4歳なので、ここの席にいらしていただいているんですが、この計画に関するお話を聞いていると、実際は小中高校生のお子さんの状況をリアルに把握していたり、子どもに対する悩みを抱えているお母さんやお父さんがここに意見を持ってくる機会として、お席があってもいいのかなと思っていたので、もし機会があれば委員の年齢層の見直しなども検討していただけたら嬉しいです。

また、別件ですが、47ページの施策の体系で、主な施策の施策6が、「こどもの居場所づくり」という平仮名表記になっています。漢字の子どもと平仮名のこどもが書き分けられている理由を、2ページを見たら分かるというところまでは、この場において分かりましたが、市民の方はおそらく、この計画を網羅しようという機会はほとんどないのかなと思ってまして、このページはあくまで表として体系を説明している部分なので、施策6だけが平仮名の「こども」表記である理由は、言及があってもいいのではないかなと思います。この表は、取組を理解するのにとても大事なものなのではないかと

思うので、「こども」の表記が、ほかの前後を見ると漢字なのに、ここだけ平仮名という理由が裏づけられているほうがいいのではないかと思います。

会長

施策6だけ平仮名の「こども」表記の理由は、法律にあわせてなどありますか。

事務局

施策6については、現時点で、施策の方向性としては、小中高生のこどもの居場所づくりに対して記載していますが、高校生以上の年齢の人の課題はないのか、などについても検討していかなければならないと考えています。そのため、施策6では、年齢を区切らないという意味も含めて、平仮名のこどもを使用しております。

会長

それだと、47ページの基本理念と施策推進の4つの視点は、全部「子」だけが漢字の「子ども」で、施策6だけは、「こども」が平仮名表記になっているというのは、市民にどう説明をするのかと言われたら、概念が違うから、という説明はできないでしょうね。ワープロを打つときにこうなってしまいました、と率直に言ったほうがいいのではないかという気がするのだけど。施策13の「多様な子どもへの支援」は、漢字なのですね。

事務局

概念的な意味のほかに、60ページの現状と課題の1行目に、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」と記載しておりまして、平仮名で「こども」という表記なため、国の指針にあわせた表記にしています。

会長

こども家庭庁が作成する文書の表題は、平仮名表記ですから、それを参考にしながら、こどもの居場所づくり施策を進めようと市で考えると、そこで使う言葉は、やはり平仮名になってしまうのですかね。つまり、表記の使い分けについて、説明しようと思えば説明できるということですかね。なので、法律や施策の文書で使われている表記を参考にするのならば、こども家庭庁が使う表記は平仮名なので、平仮名の「こども」がどんどん増えていくはずですよ。ただ、一般的に「子ども」を使う場合の表記は、漢字の

「子」に平仮名の「ども」ですよね。こども家庭庁が既に指針も出している場合には、こども家庭庁の使い方に従うということなので、色々な表記があるということですね。過渡期で起こる現象の典型のようなものですかね。

質問があっても説明ができるし、表記の理由がそれなりに合理的だという場合には、使い分けていくしかないと思うのですよね。

委員

ありがとうございます。勉強になりました。

会長

それから、最初の質問の110ページを見ていただきたいのですが、府中市子ども・子育て審議会条例第25号の記載があります。第4条に、「審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員（臨時委員を除く、第7条第1項及び第9条第2項も同じ）ということで、6つのカテゴリーがあって、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子どもの支援に関する事業等に携わる者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、そして、公募による市民ということですね。

1番（子どもの保護者）と6番（公募による市民）は重なっている可能性があるわけですよね。なので、長くやってきて、平成25年に作ったものですから、こども家庭庁も出発して、こども基本法もできてということになりますので、本当に見直すことを考えてもいいのかなと思います。

例えば、高校生など、定期的には授業があるので難しいと思うのだけれども、彼らが出席できる臨時の会議や委員会などを作ってもいいかもしれないですよね。なので、委員のご意見について、どこかの段階で見直していくことが必要になってきた局面かもしれないと受け取りたいと思います。ありがとうございました。

どうぞ、ほかにございましたら。この計画すごいですよ。最後に用語解説までついて。こんなに親切に作ってあるのは、あまりないのではないかと思います。

では、もし戻って気がついたところなどがありましたら、後でまたメールなどで事務局に送ってあげてください。それがそのまま反映されるとは限りませんが、確かにそうしておいたほうが良いかと判断したら、事務局と私の責任で変えさせていただきますので、また意見がありましたら言ってください。

では、ここで議論を切りたいと思います。今日、頂いた議論の中には、すぐに対応しなければいけないものと、この審議会でこれから丁寧に取り組んでいく必要があるもの

がいくつかありましたので、またどう扱っていくかは、事務局と相談させていただきたいと思います。

それでは、今月の２３日水曜日夕方５時から、私と副会長で、市長に答申文書としてお渡しする予定です。もし、興味がありましたら、その場に来ていただければと、どんな顔をして渡すのか見てみたいとか。そのように予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の３、その他について事務局からお願いいたします。

【次第３ その他】

事務局

それでは事務局より最後に３点連絡事項がございます。

１点目ですが、今後の計画策定までの流れについて簡単にご説明いたします。先ほど会長からお話いただきましたとおり、１０月２３日午後５時に、市長に対しまして、今回の答申を報告させていただきます。それをもとに、市議会にお諮りしたうえで、１１月下旬頃にパブリック・コメントの手続きを行い、市民の方々にご意見をいただく予定です。市民からのご意見をもとに、必要な場合修正を加えまして、確定したものをもう一度市議会に報告いたします。その結果につきましては、委員の皆様にも文書等でご報告をさせていただきます。最終的な冊子の形では、来年３月頃の製本を予定しております。

次に２点目ですが、本日の審議会の会議録につきましては、事務局で作成させていただき、後日委員の皆様にご確認を依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に３点目ですが、次回の本審議会の開催について、今年度は今回で終了を予定しております。緊急に審議会をひらかなければならない事案がありましたら、事務局から通知させていただきます。現時点での予定でいきますと、次回の審議会につきましては、来年４月下旬ごろを予定しております。詳しい日程が決まりましたら、改めて開催通知を送らせていただきますのでご承知おきください。

事務局からは以上でございます。

会長

今後のスケジュール等について事務局から説明がございましたが、何かご質問ござい

ますか。よろしいでしょうか。本日の会議は以上で終了したいと思います。これまでも含めたご協力のほど、本当にありがとうございました。急に寒くなってきたので、お体に気を付けてください。どうもありがとうございました。